

# 平成30年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年6月26日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室

3. 出席委員 11名

会 長 2番 縣 次 男  
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司  
4番 坂 本 成 一  
5番 高 田 英  
6番 麻 生 俊之輔  
7番 二ノ宮 政 広  
8番 安 部 義 浩  
9番 江 藤 国 子  
10番 小 野 恵美子

4. 欠席委員 3番 姫 野 康 二

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第4条の規定による許可申請について

④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑥ 非農地証明の発行について

⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑧ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）

⑨ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）

⑩ 農業委員会の適切な事務実施について

⑪ その他

(4) その他

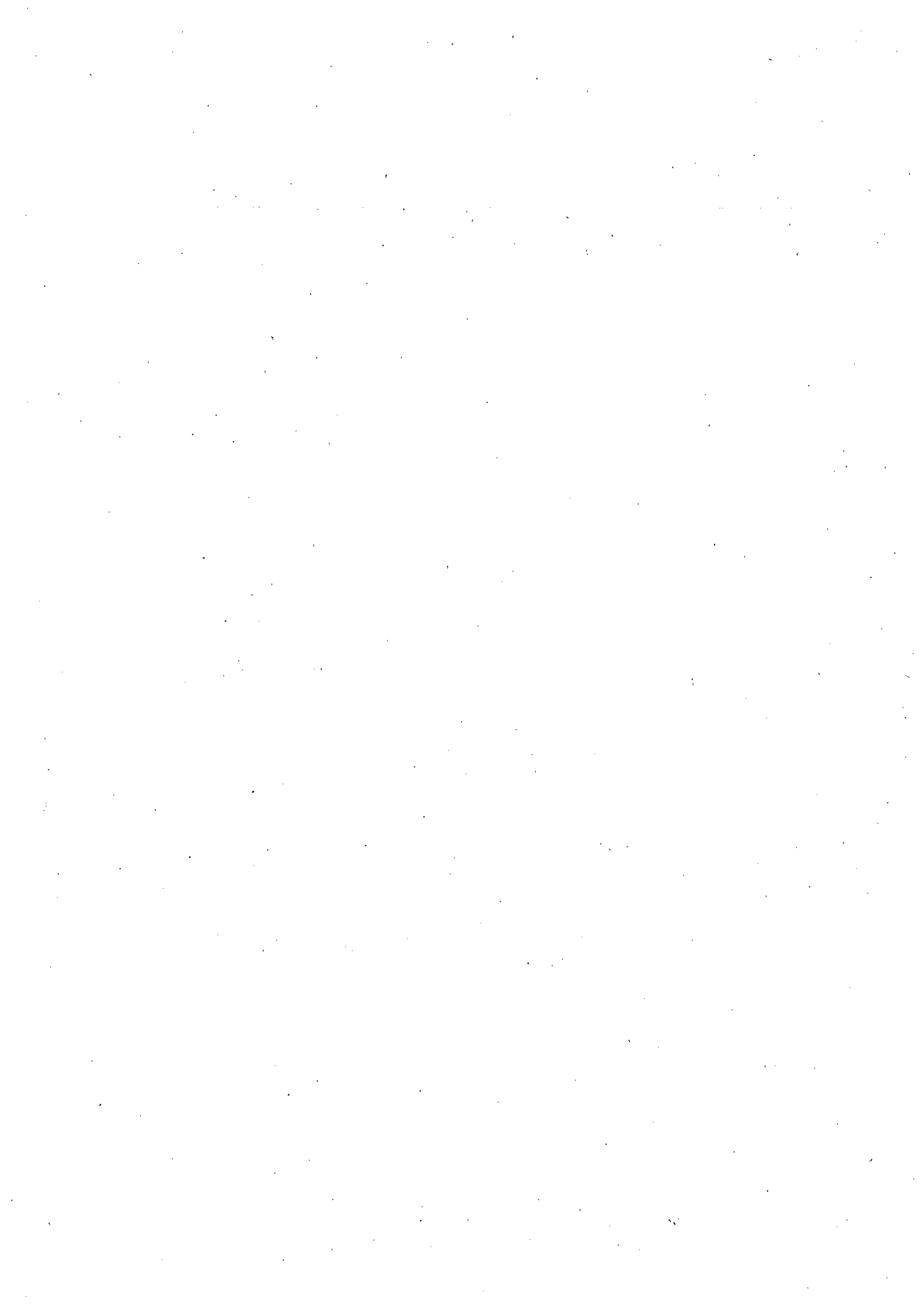
7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認



出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第6回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員  
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 5番 高田 英 委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員  
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」  
(議案第1号 2件)

議長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議長

議案第1号及び2号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思っております。宜しく申し上げます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第3～5号 3件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案3号から5号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議長

議案3号ですが、議席番号3番 姫野康二委員さんが欠席していますので、事務局より補足説明があればお願い致します。

事務局

議案3号について説明します。

今年はずでに田植えが終わっているようですが、渡人が田の耕作が出来ないという事で、受人が売買で譲り受ける事になりました。受人は、農業を営んでおりますし、農機具など持っていますので問題ないと思います。

議長

それでは、この議案3号について皆さんより質疑を受けたいと思います。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが議席番号9番 二ノ宮政広委員よりお願いします。

9番 二ノ宮 政広 委員

この事案でございますが、渡人とは面識はありませんが、受人から依頼があったのでございます。以前、農地パトロールで見たのですが荒れておりまして、田植え等されてなくて、誰か買ってくれるような人がいないか、耕作をしてくれる人がいないかという状況の中で、受人に買って頂いたという事で、今回見に行っても良かったと思っております。受人につきましては、お父さんが畜産一筋でありまして、奥さんも一緒に畜産をされておりまして、将来的に農業をやってくれる方だと思っておりますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長

議案4号について、質問があればお願いします。

質問等ありませんか。

(ありません。)

この4号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが議席番号10番 小野恵美子委員からお願いします。

10番 小野 恵美子 委員

説明します。渡人は、持ち主だったお父様のあとをもらったのですが、本人は古野に住んでおり農業はしないという事で、受人が新規就農ですそうですが、この方もあま

り農業をしたことがないのですが、今から勉強しながら他の方たちと体験農業みたいな事をしたということ。実家が農家でトラクターや軽トラも持っており、別に指摘する事はないと思いました。宜しくお願いします。

議 長

議案5号について、質問があればお願いします。

(ありません。)

この5号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

### ■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第6～7号 2件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案6号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案7号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案第6号について、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんからお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

申請人は早くにご両親を亡くされ、お父さんの代に山林にしたようです。今回、祖母がなくなり財産など自分の代で整理するという事で、畑になっている所が山林になっていて、そこを転用したいという事で、始末書を添付しています。協議をお願いします。

議 長

では、この議案6号について質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件 意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案7号ですが議席番号8番 安部義浩委員さんからお願いします。

7番 安部 義浩 委員

7号議案について説明します。

字図は、4ページになります。場所は、県道小挾間大分線の由布川小の前の店舗の裏

の旧道になります。申請人は今北九州に住んでいますがこちらに家を建てるという事で、現地を見に行ってみました。5ページを見ていただくと隣の地番が宅地になっているのですが、ここに倉庫が建っていて現在は空き家になっております。横の道が狭いので、倉庫を壊し、奥の畑に家を建てたいという事です。審議を宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案7号について質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、この案件 意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第8～9号 2件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案8号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案9号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

それでは、議案第8号ですが議席番号8番 安部義浩委員さんお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案8号について説明します。

場所は、県道小挾間大分線の赤野のお寺の西側になります。貸人と借人は親子という事で、字図の9ページを見ていただくと、貸人が家を建てます。少し狭くなったという事で、前の田と畑に家を建てたいという事で、見に行ってきた。借人が建てるということで、10ページを見ていただくとプレハブの倉庫が建っています。始末書も付けるということで報告がありましたので、審議のほどお願いします。

議 長

それでは、この議案8号について、皆さんより質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

98㎡は、これから建てるという事ですか。

8番 安部 義浩 委員

そうです。

5番 高田 英 委員

心配なのが、空いた土地がちょっと多すぎるのではないかと懸念されるのですが、始末書付きとはいえ大丈夫ですか。

事務局

倉庫もそのまま活用するようですし車3台分という事なので、あと2台と来客用1台という事で、問題はないかと思うんですが。

8番 安部 義浩 委員

10ページを見ていただくと分かるんですが、既設の道というのが狭いんです。この道も広くすると聞きました。

5番 高田 英 委員

事務局判断で、問題がなければいいですけど、ちょっと気になったので。

議長

他に議案8号について質問はないですか。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と思われる委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案9号ですが、事務局から補足説明があればお願いします。

事務局

議案9号につきましては、先月この法人の代表取締役の個人名で先月4条申請があり資材置場にしたいという事で、農業委員会にかけて、その後県に進達を致しましたが、県から資材置場を使うのは会社なので、5条で本人から会社へ所有権移転するか貸借をするか、「5条で掛け直し、出し直してください」と指導がありました。内容は先月と同じです。始末書付きです。本人は転用したと思い込んでいたという事で、今回転用していない事がわかりまして、県の許可を取り雑種地にしたいという事で申請がありました。今回、5条で掛け直すという事で再度出させていただきました。宜しくをお願いします。

議長

議案9号について質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

我々は、図面で判断するんです。前回も言ったと思うんですが、このスペースは田の跡地にそのまま資材を置くのですか。コンクリートを張るとか、砂利敷きにするとか図面上にないと。

7番 二ノ宮 政広 委員

コンクリートは張っています。資材倉庫がありまして資材を置いていますし、農地復元

を図るんであります。

5番 高田 英 委員

という事は、コンクリをはれば水が出るので排水の対策とか、我々は図面で全部判断しなければならぬので、図面の中にそういった書き込みをしないと判断のしようがない。前回も言ったと思うんですが、これではわからない。

事 務 局

これは、図面を探してみますのでお待ちください。

5番 高田 英 委員

例えば、資材置場の計画があれば、その中に書かれていますか。コンクリート敷にしてその排水対策として、ここに側溝を入れて排水対策とするとか書いていますか。

事 務 局

書いていません。

7番 二ノ宮 政広 委員

15年前に自分の土地を水路もあったのですが、そこも潰してコンクリートをうってしまったのです。そして、資材倉庫を建てて、現在になって税金か何かで思い出して調べたら、登記出来てないとの事で、農地にしてなかった。水路はありません。

5番 高田 英 委員

現場的には、問題はないということですね。

事 務 局

コンクリート敷にしている所が、本当に少なくて倉庫というか資材を置いてる所の下は、コンクリートをはってるのですが、大部分は自然浸透だと思うのですが。

4番 坂本 成一 委員

相当前に勝手とは悪いですが、していますが出来た後に現況写真を載せればよかった。始末書はすべてそうしないと何年か前に勝手にした事案ですから、わからないことが多いので。

5番 高田 英 委員

問題がないと分かったので、大丈夫です。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案10～14号 5件)

議 長



日程 第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案10、12、13、14号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案11号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案10号については、私（2番 縣 次男委員）が説明致します。

2番 縣 次男 委員

渡人は自衛隊員で、この辺りに家と土地があったのですが、湯布院には帰らないという事で県外にいます。受人は、湯布院で蕎麦屋を経営している方です。前々からこの土地を借りて、農業用倉庫を作っており、少し農地もありトラクター等もありました。この農地に蕎麦を栽培し、蕎麦の製粉の機械等を置いていたわけでございます。この土地を従業員21名の駐車場という事で、受人が駐車場用地として、買い求めたいという事になりまして、話が出来たそうです。問題はないと思います。

議長

何か質問があればお願いします。

（ありません。）

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案11号ですが議席番号6番 麻生俊之輔委員さんから説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案11号、説明したいと思います。

別紙の18～20ページですが、この土地は5月に農振除外されてる土地です。渡人は相続で取得したそうです。将来的に農業する予定はないという事で、むしろ探していたそうです。受人は、別府市の電気工事の会社で太陽光発電施設として、今回購入して申請したという事です。場所は、出雲大社の大分川下で川沿いです。隣地同意も取れております。ご審議、宜しくお願いします。

議長

それでは、この議案11号について質問があればお願い致します。

質問はないですか。

（ありません。）

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが議席番号1番 大津雄二委員さんから説明をお願いします。

1番 大津 雄二 委員

説明致します。

資料が21ページからになります。受人が今回、整備工場を持っておりまして車用地として利用していた場所が、売却に伴って失う事になりまして、代替地を探そうとしていましたところ、今回の渡人に（渡人所有の）土地を代替地にしたいという事で、相談した結果、合意解約を先程関連議案2号の方で出しまして、今回申請となっております。実行性もありまして問題ありません。排水も自然浸透という事で問題ないと思います。議案2号に関しましては円満合意でありまして、2号案件の賃借人が耕作しておりましたが、実際は相続という形で利用権設定も相続して賃借人が作っていた経緯でありましたので、そこから話を聞いて手放すという事で合意解約になっています。以上です。

議 長

それでは、この議案12号について質問があればお願い致します。

質問はないですか。

（ありません。）

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案13号ですが、大津雄二委員さんをお願いします。

1番 大津 雄二 委員

説明します。

資料は24ページからになります。似たような案件ではありますが、受人は板金屋さんでありまして、陣屋の村の近くに事務所がある会社です。今回、本来なら近辺に探したかったということですが、申請地が自宅の近所という事で、渡人に相談したところ「いい」という事で購入ということになり、こういった申請になっております。田とありますが、現況は荒れてはいませんが管理はしており、少し家庭菜園程度で野菜を作っているくらいであります。ご審議をお願いします。

議 長

それでは、この議案13号について質問があればお願い致します。

（5番 高田 英委員より挙手有り）

5番 高田 英 委員

先程と同じ案件で、ここを舗装するのか、砂利敷きにするのか、図面上で出てきてないのでわかりません。どうでしょうか。

1番 大津 雄二 委員

一応、転圧をして砂利敷きにもせず、土のままということで話を伺っています。

5番 高田 英 委員

わかりました。

私が言いたいのは、農業委員さんの説明があったからあれなんですけど、我々が判断するのは、書類上の形式的審査なのでそういった事を図面上に書くように、申請人に指導してください。事務局として、そこが一番気を付けるべきところではないかと思えます。転圧して雨水は自然浸透ですよ。という事を一言入れていただくと、なるほどなどわかるんですけど。

事務局  
わかりました。

8番 安部 義浩 委員  
みどり運送は、入れちよんわな。23ページ字図。

5番 高田 英 委員  
事務局さんは、わかるのではないかと思うんですけど、我々がここで審議する意味を。宜しくをお願いします。

議長  
事務局、これからの時宜しくをお願いします。  
他に質問はないでしょうか。  
(ありません。)  
この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号ですが、大津雄二委員さんまたお願い致します。

1番 大津 雄二 委員  
位置図が27ページからになります。  
今回、保育園の園舎という事で申請がありました。場所は、挟間保育園・幼稚園のすぐ横に隣接する形であります。待機児童がある中での申請であると聞いています。問題はないと思います。以上です。

議長  
それでは、この議案14号について質問があればお願い致します。  
質問はないですか。  
(ありません。)  
この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

## ■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第15～21号 7件)

議長  
続きまして、日程第6 非農地証明発行について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 非農地証明発行について、議案朗読説明。

議案15号から21号は、農地法第2条第1項の対象とならない農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

それでは、議案15号ですが、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

書いてる通りです。

議長

議案15号案件について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案16号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案17号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案18号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案19号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案20号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案21号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

#### ■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第22～23号 2件)

議 長

続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

この議案22号については、利用権継続設定の案件です。ご質問があればお願い致します。

ご意見はありませんか。

(ありません。)

この22号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件、承認致します。

続きまして、議案23号ですが新規の案件です。事務局より説明があればお願いします。

事 務 局

こちらの方は、トラクターも草刈り機もお持ちであり、経営面積は32000㎡もあり経営されているという事で、特に問題はないと思います。

議 長

それでは、この23号案件について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか。

(ありません。)

無いようなので、この23号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」

(議案第24号 1件)

議 長

続きまして、日程第8 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案24号案件 ご質問があればお願い致します。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

この24号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第9 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）」

(議案第25号 1件)

議 長

続きまして、日程第9 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）、議案25号ですが、私が（2番 縣 次男委員）議事参与制限を受けますので退席しますので、大塚弘士副会長に議事進行をお願いします。皆さん宜しくお願いします。

(2番 縣 次男委員 退席)

11番 大塚 弘士 副会長

議案25号について、縣会長は、会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致しました。

議案25号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第9 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

11番 大塚 弘士 副会長

議案25号につきまして、質疑を受けたいと思います。

(4番 坂本 成一委員より挙手有り)

4番 坂本 成一 委員

始まりが9月1日、なぜこんな中途半端な日にちに設定したのか説明してください。

事務局

ご本人に確認します。

5番 高田 英 委員

農地保有合理化事業ではないのですか、違うんですか。役所が間に入って、登記をするとかではないんですか。補助金が出る事業ですか。

事務局

それではないです。

8番 安部 義浩 委員

議案24号も利用目的は、水稻になっている。もう、植えているのではないのか。

議長

本人に確認中です。

事務局

この土地は、4年間放置していた土地で、今3回おこしたのですが、あと2回くらいおこさないといけないという事で、来年からパーラーで切るのですが、今年は、野菜を植えると言っております。

議長

それでは、今説明にあった様に4年間放置状態にあった状況から起耕して来年度に向けて、今、田を整備しているという事でございまして、この時期からの開始という事があります。

他に意見はありませんか。

(ありません。)

この25号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

縣 次男委員お入りください。

(2番 縣 次男委員 着席)

縣委員に報告します。9月1日からという事で、現在の田の状況を確認致しました。来年度に向けて、頑張っていたきたいという事で、異議ありませんので、宜しくお願いします。

2番 縣 次男 委員

補足説明ですが、この土地は4年間耕作していなかったなので、株が出来ていておこしても無理でしたのでおこすだけおこして、来年は水を入れたり一部は田植えをして、あとは野菜を植えたり段取りしようと思っています。今から準備しておかないと、来年間に合わないの、そういう理由で時期が違います。宜しくお願いします。

■日程 第10 「農業委員会の適切な事務実施について」

( 1件)

議 長

続きまして、日程第10 農業委員会の適切な事務実施について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第10 農業委員会の適切な事務実施について、議案朗読説明。

別紙になります。2ページですが、これについては毎年6月30日までに、市のホームページにて公表しなさいというふうになっております。今日、審議をしまして6月30日までにホームページに掲載したいと思っております。

1ページをご覧ください。29年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価ですが、農業の概要については、耕地面積が例年の如く、昨年より10ヘクタール減少しております。農家数については、わかっておりません。センサスに基づいて記入しております。2番目の農業委員会の現在の体制については、昨年通りでございます。

2ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、管内の農地面積は3,430ヘクタールで、これまでの担い手への集積面積は469.4ヘクタールでございます。2番目の目標でございますが、468ヘクタールに設定しておりました。実績が469.4ヘクタールという事で、達成100パーセントでございます。そのうち、新規面積が10.4ヘクタールになっております。3番目の目標の達成に向けた活動については、例年どおりで書いておりません。4番目の目標及び活動に対する評価でございますが、昨年度からの増加目標を30ヘクタールにしておりまして、それに対して実績面積が31.7ヘクタールという成果でありましたので、目標達成しているという評価が出ております。

活動評価につきましては、農地集積については、農業委員さんや推進委員さん、担い手農家等の個々の努力が成果としてつながったと感じています。

3ページです。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、現状として平成26年度に7、27年度に8、28年度に6の経営体の実績を上げております。2番目に目標と実績ですが、29年度は参入目標5経営体としておりましたが、参入実績は6経営体で達成率は120パーセントでございます。目標達成に向けた活動ですが、由布市のホームページに掲載という風に募集をするという感じで書いていまして、実施で出来なかったのですが、農政課の方を中心に新規就農の活動がありまして、県外でも説明会を行ってまいりまして、その関係で新規就農の経営体の実績が上がっております。目標については5人という事でございますので、達成をしております。

4ページが、遊休農地に関する措置に関する評価、問題でございます。昨年の遊休農地の面積17.9ヘクタールで農地面積の割合は、0.52パーセント。29年度の解消面積の目標は、2ヘクタールの目標で、解消実績は7.3ヘクタールという事で、28年度分の翌年の対象面積なので、目標面積が若干低かったと思っておりますが、超過達成しているところであります。

3番目の目標に向けた活動ですが、例年通りの利用状況者・調査の農地パトロールの中で、調査・実績をしているところであります。委員さん並びに推進委員さんの協力成果が得られたと思っております。

5ページですが、違反転用への適切な対応でございますが、違反転用面積0.48ヘクタールです。実績0.2ヘクタールでございますので、増減が0.28ヘクタールです。活動実績また評価については、例年通り。今後引き続き、無断転用の啓発に努めていきたいと思っております。

6ページから農業委員会の実績等になりますが、1件目が農地法第3条に基づく許可事務ですが、年間の処理件数が34件、農業委員会の処理期間は14日です。2件目に農地転用



に関する事務ですが、年間の処理件数が112件、処理期間は27日です。次に7ページの農地所有適格法人からの報告への対応でございますが、現在対象法人が23法人。次に情報提供でございますが、賃借料・権利移動の状況把握・農地台帳の整備という事で書いております。8ページは、農業者からの要望・意見なんですけど、若干こちらの不手際で意見募集をする時間がなくて、内容を記入しておりません。次の事務実施の状況の公表について、これについては議事録等公表しております。活動計画の点検・評価の公表については、6月30日までに公表しているという事で、昨年の分は公表しています。

次に9ページですが、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画ですが、農業委員会の状況については、書いております。2件目の現状についても同じです。10ページの担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、これまでの集積面積が469.4ヘクタールで、2に書いています様に目標は500ヘクタールに設定しております。そのうち新規集積面積を10ヘクタールとしております。3件目の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、現状についてはご覧の通りでございます。目標は5経営体で、参入目標面積は0.5ヘクタール。これについては、農政課と協力して進めていきたいと思っております。11ページにつきましては、遊休農地については昨年は17.9ヘクタール。今年については、遊休農地の解消が5.0ヘクタール。活動については、例年通り7月から8月で調査しまして、年末に意向調査をします。違反転用については、農業委員さんや推進委員さんと早期に発見して早期に解消するという前提でございますので、進めていきたいと思っております。

議 長

この日程第10の案件について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

本日、皆様に確認いただきました、平成30年度の目標及び活動計画について、市のホームページに載せるようになっておりますので、皆さんに報告致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

その他で、ご質問があればお願いします。

議 長

他にその他ありませんか。

それでは、審議終了します。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議 長

縣 次 男



委 員

高 田

英

